

群馬県糖尿病療養指導士認定規程

1, 「認定対象者」

群馬県内の医療・福祉・行政・教育機関に勤務し、糖尿病療養指導に携わるスタッフ（保健師・助産師・看護師・准看護師・薬剤師・管理栄養士・栄養士・臨床検査技師・衛生検査技師・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・その他委員会の認めた職種）で、最低2年以上の糖尿病療養指導の経験があること。

2, 「認定条件」

認定時、群馬県内の医療機関及び職場に従事している者で、日本糖尿病協会の会員であることが望ましい。施設長の推薦書を必要とする。

3, 「認定方法」

群馬県糖尿病療養指導認定機構（以下認定機構）が定める基礎（認定）講習会を受講し、後日レポートを提出する。認定申請書・施設長の推薦書・講習会レポートを添え、認定機構へ提出する。

4, 「判定」

認定機構にて、可否の判断を行い、合格者には認定書を発行する。

5, 「認定期間」

認定期間は、5年間とする。

6, 「更新」

認定期間5年間のうち最低20単位の研修を受講すること。

※認定機構主催の更新講習会は、5年間のうち1回以上受講して下さい。

7, 「更新手続き」

更新申請書・施設長の推薦書を添え、認定機構へ提出する。

8, 「更新判定」

認定機構にて、可否の判断を行い、合格者には認定書を発行する。

9, 「会費」

年会費 1,000 円（5年単位とする）